

子育て支援センター保健師（会計年度任用職員）※休職者代替募集要項

項目	内容
1 職名	子育て支援センター保健師（会計年度任用職員）※休職者代替
2 募集人数	1名
3 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第2号
4 任用期間	採用日から令和5年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合（ <u>職員の休職期間が延長される場合</u> ）で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和5年4月1日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）
5 勤務職場	児童発達支援センター支所（子育て支援センター内） 住所：草加市松原1-3-1（東武幼いっしーライオン獨協大学前<草加松原>駅西口徒歩3分）
6 職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター及び支所に関する業務 ・子育て支援センター業務（相談記録の作成、面接・電話対応等）
7 応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師免許を有すること。 ・パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。 ・窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること。 ・サービス規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
8 勤務時間	週38時間45分勤務（週5日勤務） <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日：8時30分から17時15分まで ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
9 勤務しない日	<ul style="list-style-type: none"> ・週休日（日曜日及び土曜日）。 ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）
10 休憩時間	60分
11 休暇等	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。（※有給休暇と無給休暇があります。）
12 給料額	月給 213,802円（地域手当を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員と同様に通勤手当を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当を支給 ・原則として月の1日から末日までの期間分を当月の21日に口座振込により支給
13 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入（又は市町村職員退職手当条例適用） 有 ※市町村職員退職手当条例が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
14 応募方法等	申込書類を下記問い合わせ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用

	<p>し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。</p> <p>(1) 申込書類 会計年度任用職員申込書、資格証（コピー）</p> <p>(2) 申込期間 随時募集中</p>
15 選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考及び面接選考 ・面接の日時については、申込者本人宛てに別途連絡します。 ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。
16 問い合わせ	<p>下記担当宛てお問い合わせください。</p> <p>草加市役所子ども未来部子育て支援センター</p> <p>住所：〒340-0041 草加市松原 1-3-1</p> <p>電話： 048-941-6791</p>